

このFAQで解決できない事象については、下記へお問い合わせください。

【調査制度、記入方法等、調査全般のお問い合わせ】

令和7年国勢調査コンタクトセンター ※総務省が設置するコールセンターです。
 ●0570-02-5901(ナビダイヤル)
 ●03-6628-2258(IP電話等)

【調査書類不足、調査員から市への提出日の変更等】

①まずは担当指導員へ連絡
 ②0547-36-7132 島田市行政総務課 統計担当

項目	質問	回答	問合せ先
【調査員用】 調査関係書類について	調査書類が不足した、または不足する見込み	島田市行政総務課(0547-36-7132)まで、「不足している書類名称」及び「必要数量」をお伝えください。 また、各世帯番号で固有の二次元バーコードを発行する書類(インターネット回答依頼書等)が不足する場合は、「調査区・単位区番号」及び「世帯番号」をあわせてお伝えください。 なお、準備に数日かかる場合がございます。ご了承ください。	0547-36-7132 島田市行政総務課 統計担当
【調査員用】 調査関係書類について	調査書類が足りない。市に(支所に)取りに行ってもよいか	島田市内6箇所に不足用品を設置しています。 ・島田市役所 ・金谷支所 ・川根支所 ・六合公民館 ロクティ ・金谷公民館みんくろ ・初倉公民館くらら 各施設の窓口が開いている時間帯のみで、調査に関するご質問はお受けできません。 ▶島田市役所 平日⇒8:30～17:00 土曜日⇒13:00～17:00 日曜日⇒10:00～12:00 ※9/23、10/11～10/13除く	
【調査員用】 調査関係書類について	調査員証や調査員バッグを紛失してしまいました。	すぐに島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をして、指示を受けてください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 調査関係書類について	調査書類を配布していますが、余りがあります。どのように対応すればよいですか。	配布漏れがないか今一度、『調査世帯一覧』や『調査区要図』を確認し、問題がないようでしたら、市への調査書類の提出時にご返却ください。	
【調査員用】 調査関係書類について	世帯に配布する予備として、調査区番号、世帯番号を記入しておいたが、結局配布しなかった調査票は、未使用の調査票に含めるのですか。	鉛筆で調査員が「調査区番号」等を記入した調査票は、消しゴムで丁寧に消し、新たに別の調査世帯への調査票として使用いただいて構いません。 その上で余ったものについては、消しゴムで消した上で、未使用の調査票として市へ返却してください。	
【調査員用】 調査関係書類について	調査員はボールペンを使ってもよいか。	不可です。黒の鉛筆かシャープペンシルを使用してください。	
【調査員用】 調査関係書類について	調査区要図や調査世帯一覧の世帯番号は飛び番にしてもいいですか。	調査は「世帯番号」を基に行いますので、単位区ごとに1から始まる一連の番号で記入いただきますが、番号を割り振った世帯が転居したり空き家になったような場合は、その世帯番号を抹消するので、結果として飛び番になることもあります。(詳細については、調査の手引41ページを確認してください。)	
【調査員用】 調査関係書類について	『調査世帯一覧』の書き方について詳しく教えて欲しいのですが。	調査の手引42ページ、43ページを参照し、記載のない内容についてのお問い合わせは、指導員又は、島田市行政総務課(0547-36-7132)までお願いします。	
【調査員用】 調査関係書類について			

項目	質問	回答	問合せ先
【調査員用】 調査関係書類について	「受け持ち調査区の確認」では具体的に何を確認すればよいのですか。	担当の範囲を確認したり、その範囲内にある住宅や建物の状況などもあわせて確認をお願いします。 確認後は、『調査区要図』に住宅や建物の概略などを記入します。 詳細については、調査の手引17～20ページをご確認ください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 受け持ち地区の巡回	調査区要図の作成のために調査区を巡回していますが、配布された地図で、境界がはっきりしなかったり、わからないところがあります。どのように対応すればよいですか。	島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をして、指示を受けてください。	0547-36-7132 島田市行政総務課 統計担当
【調査員用】 受け持ち地区の巡回	調査区の中に新たにマンションが建設されていました。世帯数が大幅に増えそうですが、どのように対応したらよいですか。	追加の調査書類をお渡しする必要がありますので、島田市行政総務課(0547-36-7132)へ連絡をして、状況を説明してください。	
【調査員用】 受け持ち地区の巡回	居住しているかが外観からははっきり分からない住宅や建物はどのように扱えばよいですか。	居住している人がいるかどうかははっきりしない住宅や建物も、受け持ち地区の巡回時では「世帯番号」を記入してください。 調査書類の配布時に、近隣住民への聞き取り等で空き家・空き室と分かった場合、世帯番号の上へ「X」と記入します。	
【調査員用】 受け持ち地区の巡回	表札に二つの苗字が書いてありますが、外観からは1世帯なのか2世帯なのかはっきりわかりません。どのように扱えばよいですか。	二世帯居住用の住宅は、それぞれの世帯の居住部分が「住宅の要件」を満たしていれば、各戸ごとに一つの世帯として「世帯番号」を記入します。「住宅の要件」については、調査の手引168ページを参照してください。 現時点で世帯数が明確でない場合には、1世帯分の「世帯番号」を記入し、実際に調査書類を配布する際に世帯にお尋ねして必要があれば修正をしてください。 修正の方法は調査の手引30ページに記載例がありますのでご参照ください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 受け持ち地区の巡回	調査区内に、オートロックマンションや病院・社会福祉施設があり調査が難しそうです。どのように調査を進めたらよいでしょうか。	説明会でお渡しした「マンション用」「病院・社会福祉施設等用」のそれぞれのリーフレットを用い、受け持ち地区の巡回(9/13～9/19)の際、調査への協力依頼をしてください。 【オートロックマンションの場合】管理員へ、オートロックの解除と解除後の連続訪問の許可依頼(許可いただいた場合は訪問日時の約束が必要か否かを確認すること) 【病院・社会福祉施設の場合】施設管理者へ、施設スタッフから調査対象者への調査書類の配布を依頼	
【調査員用】 調査書類の配布	担当する調査区の確認が終了したので、9月14日より前に調査書類を配布してもいいですか。	不可です。必ず9月20日から9月30日の期間で配布してください。 調査書類は9月20日からお配りする旨を広報しているため、かたじけなく調査と誤解される場合もあります。	
【調査員用】 調査書類の配布	9月30日までに調査書類の配布が終わりそうにありません。10月1日以降も配布してよいですか。	調査期日を10月1日としておりますので、速やかに配布を行ってください。また、面会時には配布が遅れた旨の謝りをお伝えしてください。	
【調査員用】 調査書類の配布	調査書類を配布する際には、封筒に封をして配布すべきか？	世帯と面会できた際には、世帯員数によって調査票を追加することになりますので、封をせずに配布してください。 世帯の方とお会いできない場合は、郵便受けに入れて配布いただくこととなりますが、その際は第三者が取り出せないように、封をして郵便受けの中に完全に入れるようにしてください。また、訪問したが不在だったためポストに投函した旨を連絡メモに記入し、あわせて投函してください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 調査書類の配布	調査書類を配布していますが、不在の世帯にはどのように対応すればよいですか。	訪問する時間を変えるなどし、3回程度再訪を推奨しています。(まだまだ熱中症の恐れのある時期ですので体調を考慮しながら、無理のない範囲でお願いします。) ただし、居住確認ができていたり、3回程度訪問しても会えない場合については、調査の手引32ページを参照し、郵便受けに入れるなどして配布してください。なお、訪問したが不在だったためポストに投函した旨を連絡メモに記入し、あわせて投函してください。	
【調査員用】 調査書類の配布	世帯を訪問した際、その住宅に2世帯以上が居住していることが新たにわかった場合、どのように対応すればよいですか。	調査の手引30ページをご参照ください。	

項目	質問	回答	問合せ先
【調査員用】 調査書類の配布	訪問した住宅が空き家や空き室であることがわかった場合、どのように対応すればよいですか。	調査の手引31ページをご参照ください。	
【調査員用】 調査書類の配布	単身の住み込みの雇人がある世帯は、その雇人を含めて一つの世帯とするが、どのように調査書類を配布するか。	雇主の家族と雇人のそれぞれに、『調査票及び『調査票の記入のしかた』を『調査書類収納封筒』に入れて配布します。 この場合、その世帯に含まれる雇人は同じ「世帯番号」となりますので、「世帯番号」の記入を誤ることのないように注意してください。 また、『調査世帯一覧』は、雇主の家族と雇人の各々を別の行に記入することとし、「(9)備考」に「調査書類を別々に配布」などと記入してください。	
【調査員用】 調査書類の配布	障害をお持ちの方と付添いの介護の方がおられたのですが、このとき介護士のかたに代理で調査票を記入してもらってもよいのか。	調査票に回答できる人は、世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる人とされています。世帯ご本人と介護士の方が代筆について互いに了承しているかを確認してください。また、ご自分で調査に回答することが難しい場合は、調査員の方が代わりに回答していただいてもかまいません。その際は必ず世帯の方の了承を得るようにしてください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 調査書類の配布	病院・老人ホームの場合は、一つの棟ごとに一つの世帯としますが、調査票、『調査票の記入のしかた』、『調査書類収納封筒』は一人一人に配る必要があるのでしょうか。	調査票、『調査票の記入のしかた』、『調査書類収納封筒』については、一人一人に配布する必要があります。 なお、調査書類のうち『インターネット回答利用ガイド』と『郵送提出用封筒』は、一人一人に配布しません。 また、施設のスタッフが配布に協力いただける場合は、調査員が配布する必要はありません。	
【調査員用】 調査書類の配布	どれだけ説明しても調査への協力が得られない。どうすればよいか。	まずは調査書類を手渡し又はメモを添えてポストイングすることで必ず配布してください。その上で、近隣にお住まいの方やマンションの管理員等へ未回答世帯の最低限の情報を聞き取る「聞き取り調査」という、このままでは調査漏れになってしまう場合に限り行う方法を検討してください。(調査の手引き56ページ、57ページ参照) 聞き取り調査が難しい場合や近隣への聞き取りによりトラブルに発展しそうな場合は、居住確認のみを行い、その旨を調査世帯一覧の備考欄へ記入してください。調査票については各設問は白紙のまま、事務使用欄へ「1」と記入してください。	
【調査員用】 調査書類の配布	外国人で日本語が通じない人への調査はどのようにしたらよいですか。	世帯と面接することができれば、『外国人向けリーフレット』と調査書類一式を配布してください。詳しくは、調査の手引34ページをご確認ください。 『連絡メモ(外国語用)』や『調査票対訳集』が必要な場合には、島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をしてください。	0547-36-7132 島田市行政総務課 統計担当
【調査員用】 調査書類の配布	誤配布した恐れがある	すぐに島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をして、指示を受けてください。	
【調査員用】 調査への回答はお済みですかの配布と調査票の回収	『調査への回答はお済みですか』は、いつまでに配布すれば良いか。	10月1日から10月8日までを配布期間にしていますが、郵送回答の開始日は10月1日のため、なるべく10月1日に配布することはお控えください。	
【調査員用】 調査への回答はお済みですかの配布と調査票の回収	『調査への回答はお済みですか』は、面接し手渡しが必要か？郵便受けへの投函でも良いか？	面接し手渡しをする必要はありません。受持ち調査区内のすべての世帯に、郵便受けに入れるなどして配布してください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 調査への回答はお済みですかの配布と調査票の回収	調査書類を配付していない世帯を見つけました。どのように対応すればよいですか。	調査票などに「市区町村コード」「調査区番号」「世帯番号」など必要事項を記入した上で、調査書類一式を配布し、回答を依頼するようにしてください。また、配布が遅れてしまったことを一言謝ってください。 なお、新たに世帯を発見した場合には、『調査区要図』と『調査世帯一覧』にも忘れずに記入してください。詳細については、調査の手引38ページを参考にしてください。	

項目	質問	回答	問合せ先
【調査員用】 調査への回答はお済みですかの配布と調査票の回収	調査票の回収に何う日時や再訪問の日程の調整は、調査員と世帯の間で行うのか。	調査員と世帯の間で行ってください。 不在の場合は、連絡メモに調査員への連絡先等を記入し、郵便受け等に入れてください。ただし、調査員への連絡に限定されると誤認されぬよう、市やコールセンターへの連絡も可能であることが分かるようにしてください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 回答状況の確認	インターネット回答済みの世帯かどうかは、どうやって分かるのか。	『回答済世帯確認手順書』のQRコードを読み取り、ご自身でアクセスします。又は、メールアドレスの登録がある方は、定期的に回答状況が配信されます。 いずれの方法も確認できない調査員は、指導員へ電話をして回答状況を確認してください。	
【調査員用】 回答状況の確認	回答状況をサイトから確認する機能の使い方を教えて欲しい	皆さまにお配りした回答済世帯確認手順書により確認ができます。 ①書類に記載の、QRコード又はURLからサイトにアクセスしてください。 ②アクセスすると、調査区番号が表示されますので、必ず自分の担当の調査区番号と一致しているか確認してください。 ③調査区番号ごとに、回答済みの世帯の世帯番号が回答方法別(ネットか郵送か)に記載されております。 ④こちらに記載の情報は、1日1回早朝に更新されます。 ⑤郵送で回答した世帯については、世帯がポストに投函してから反映されるまでにタイムラグ(1週間程度)があるのでご注意ください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 回答状況の確認	世帯が提出期限までに提出した調査票がなぜこの段階で回答状況確認表に反映されていないのか。	郵送で提出された調査票は、一度大阪に集約され、その後市町へ配送されます。配送期間やシステムに登録するまでの事務処理などで反映されるまでにタイムラグがあります。 提出された実際の日から回答状況確認表へ反映されるまでは1週間ほど時間を要しますのでご了承ください。	
【調査員用】 回答状況の確認	『回答状況確認表』と『調査世帯一覧』の内容が一致しません。どのように対応すればよいですか。	すぐに島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をして、状況を説明してください。	0547-36-7132 島田市行政総務課 統計担当
【調査員用】 未提出世帯の回収	世帯を訪問した際に、市に直接提出したと言われた場合はどうすれば良いか。	島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡し、提出状況を確認してください。	0547-36-7132 島田市行政総務課 統計担当
【調査員用】 未提出世帯の回収	居住確認が取れない世帯がある。	島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をして、指示を受けてください。	
【調査員用】 未提出世帯の回収	未提出世帯を訪問した際に、インターネット回答又は郵送提出を希望された場合はどうすればよいですか。	速やかに回答するよう依頼してください。 また、後日、回答状況確認表にて回答状況を確認してください。(WEBで確認できない方は市へ報告してください。) なお、1週間ほど時間を空けても回答が確認できない場合は、聞き取り調査票を作成いただきます。	
【調査員用】 未提出世帯の回収	世帯が、『インターネット回答利用ガイド』をなくしてしまったので、再発行してほしいと言っている。どのようにすればよいか。	セキュリティ確保のため再発行することができません。紙の調査票での提出を依頼してください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 未提出世帯の回収	未提出世帯の回収にあたり、何度訪問しても会えない場合についてはどうすれば良いか。	近隣にお住まいの方やマンションの管理員等へ未回答世帯の最低限の情報を聞き取る「聞き取り調査」という、このままでは調査漏れになってしまう場合に限り行う方法があります。(調査の手引き56ページ、57ページ参照) 聞き取り調査が難しい場合や近隣への聞き取りによりトラブルに発展しそうな場合は、居住確認のみを行い、その旨を調査世帯一覧の備考欄へ記入してください。調査票については各設問は白紙のまま、事務使用欄へ「1」と記入してください。	

項目	質問	回答	問合せ先
【調査員用】 未提出世帯の回収	未提出世帯を訪問した際に、不在等で会えない場合、最低、何回訪問すればよいですか。	既に3回程度訪問しており、それでも会えない場合については、調査の手引55ページを参照し、郵便受けに入れるなどして配布してください。なお、訪問したが不在だったためポストに貼った旨を連絡メモに記入し、あわせて投函してください。 その上で、近隣にお住まいの方やマンションの管理員等へ未回答世帯の最低限の情報を聞き取る「聞き取り調査」を行います。(調査の手引き56ページ、57ページ参照) 聞き取り調査が難しい場合や近隣への聞き取りによりトラブルに発展しそうな場合は、居住確認のみを行い、その旨を調査世帯一覧の備考欄へ記入してください。調査票については各設問は白紙のまま、事務使用欄へ「1」と記入してください。	
【調査員用】 未提出世帯の回収	『調査票の提出のお願い』は、面接し手渡しが必要か？郵便受けへの投函でも良いか？	面接し手渡すことが基本です。 ただし、日を変えるなどしても世帯の人と面接できない場合は、調査書類を収納した封筒を、メモ書きとともに郵便受けに入れて配布してください。(調査の手引55ページを参照) その上で、近隣にお住まいの方やマンションの管理員等へ未回答世帯の最低限の情報を聞き取る「聞き取り調査」を行います。(調査の手引き56ページ、57ページ参照) 聞き取り調査が難しい場合や近隣への聞き取りによりトラブルに発展しそうな場合は、居住確認のみを行い、その旨を調査世帯一覧の備考欄へ記入してください。調査票については各設問は白紙のまま、事務使用欄へ「1」と記入してください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 未提出世帯の回収	未回答世帯と面会できないため聞き取り調査をしましたが、人数も男女も把握できません。どのように対応したらよいですか。	その場合は、居住確認のみを行い、その旨を調査世帯一覧の備考欄へ記入してください。調査票については各設問は白紙のまま、事務使用欄へ「1」と記入してください。	
【調査員用】 回収した調査票の検査	調査票がボールペンや万年筆で記入されています。必ず書き直す必要はありますか。	調査票は機械で読み取ることとしており、鉛筆に比べボールペンを読み取ることが難しいため、お手数ですが、調査員にて黒鉛筆で新しい調査票に書き直ししていただくようお願いします。 ただし、消せるボールペンを除く黒のボールペンで記入されており、記入誤りがない場合は、書き直す必要はありません。 また、調査票を修正された場合、書き直す前の調査票の右上余白部に「元」と記入し、市に提出するまでしっかりと管理するようお願いいたします。	
【調査員用】 回収した調査票の検査	調査票に汚れや破れがありますが、記入内容のところには問題がないように思います。必ず書き直す必要はありますか。	調査票を機械で読み取る関係で、汚れや破れがある場合、誤読の可能性があることから、お手数ですが、黒鉛筆で新しい調査票に書き直ししていただくようお願いします。	
【調査員用】 回収した調査票の検査	世帯の人員が1列とばしで記入されています。(3人世帯で、1、2、4の列に記入されている場合など) その場合、1列詰めて記入しなおすのですか。	そのまま提出してください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 回収した調査票の検査	単位区仕切りシートの各欄には、1枚もない場合は「0」を記入するのですか。	各欄に「0」と記入してください。	
【調査員用】 回収した調査票の検査	単位区内の世帯が0でした。単位区仕切りシートは作成しますか。	0として作成してください。	
【調査員用】 回収した調査票の検査	過剰な記入(例:現在と同じ場所を選択しているのに市区町村名が書かれている等)は書き直すのですか。直す場合はどちらを直せばよいのですか。	過剰記入の場合は、そのまま結構です。	
【調査員用】 回収した調査票の検査	右詰ではなく、左詰で記入された数字は書き直すのですか。	書き直してください。	

項目	質問	回答	問合せ先
【調査員用】 回収した調査票の検査	男女別の人数に対して、0(ゼロ)が入っていないものには追記するのですか。	調査票に記載されている、「3氏名及び男女の別」を確認し、0人の場合は追記してください。	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 その他	回答内容に誤りがあったと世帯から相談を受けた。どう対応すればよいか。	インターネット回答された方に対しては、ご自身で修正できることをお伝えください。郵送回答した方に対しては、島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をするようお伝えください。調査員へ提出した方に対しては、変更内容を聞き取り、調査員が補筆修正してください。	
【調査員用】 その他	アパート・マンション等の共同住宅の空き室状況を管理会社に直接確認してもよいか。	管理会社に直接確認するのは絶対にやめてください。空き室状況の確認は市においても基本的にはできませんが、確認しないと調査ができない事情などある場合は、島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をしてください。	
【調査員用】 その他	調査員自身が調査に回答を行う場合、9月24日から30日までの1週間、主に令和7年国勢調査の調査員として働いていた場合、仕事に関する回答はどのようにしたらよいか。	下記のように対応してください。 ・9月24日から30日までの1週間の仕事 →「主に仕事」を選択 ・従業地又は通学地 →調査区の所在地により「同じ区」または「他の区・市区町村」を選択 ・従業地又は通学地までの利用交通手段 →調査活動を徒歩で行っていれば徒歩、公共交通機関を用いて調査区まで行っている場合は該当する箇所を選択 ・勤めか自営かの別 →「雇われている人／パート・アルバイト・その他」を選択 ・勤め先・業主などの名称及び事業の内容、本人の仕事の内容 →勤め先・業主などの名称は「〇〇市役所」または「〇〇役場」 →事業の内容は「国勢調査事務」 →本人の仕事の内容は「国勢調査員」	令和7年国勢調査コンタクトセンター ●0570-02-5901(ナビダイヤル) ●03-6628-2258(IP電話等)
【調査員用】 その他	「協力しあう調査員」とは何ですか。具体的に何を協力しあうのですか。	調査活動中の調査員の事故などを未然に防ぐという観点から、それぞれの担当の調査区において別の調査員と協力して調査活動を行うことができます。その相手方が「協力しあう調査員」となります。この制度を活用するには申し出が必要です。なお、協力して調査を行う場合は、あらかじめ指定された調査員同士としか協力できません。	
【調査員用】 その他	調査員同行者制度を活用したい	島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をしてください。なお、同行者様の自筆署名が必要になります。	
【調査員用】 その他	調査員同行者とは何ですか	①やむを得ず、夜間に調査する場合など、1人での行動をなるべく避け、予期できない災害や事故を未然に防ぐために、調査員は同行者を連れて調査を行うことができます。その調査活動中に調査員に同行する人を、「調査員同行者」と言います。 ②なお、調査員同行者は、調査事務を行うことはできません。 ③調査員の調査活動そのものに参加するためではありませんので、調査そのものを手伝ったりすることもできません。 ④調査員が世帯を訪問中は少し離れるようにするなど、世帯から調査活動に参加しているような誤解を受けることのないように注意してください。 ⑤また、調査員同行者については、予め市区町村へ申請する必用がございますので、必要に応じて、市区町村にご連絡するようお願いいたします。	0547-36-7132 島田市行政総務課 統計担当

項目	質問	回答	問合せ先
【調査員用】 その他	悪天候や調査員の体調不良等による調査書類の配布遅延が予想される場合、スケジュールどおりに活動することが難しそうな場合はどうすればよいか。	島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をして、指示を受けてください。	0547-36-7132 島田市行政総務課 統計担当
【調査員用】 その他	調査活動中に怪我、事故が起きた	すぐに島田市行政総務課(0547-36-7132)に連絡をして、指示を受けてください。	
【調査員用】 その他	調査活動中に写真や動画を撮られた。どう対応すればよいか。	みなさま調査員は、統計法に基づき調査活動を行う国家公務員としての立場を持ちます。調査の手引に沿って活動を行う上では、調査員が咎められるような行動は決してございません。しかしながら、かたり調査等の詐欺に対する不安や行政への不信から、ご質問のような不当な要求等の事象が起こる可能性も否定できません。もし、そのような事象に遭遇した場合、毅然とした態度で対応することも重要ですが、何より事件に発展すること避けるためにもその場を離れ、速やかに島田市行政総務課(0547-36-7132)に報告をしてください。市や静岡県、総務省、警察等により連携し対応いたします。	